

## 災害時における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と株式会社丸久（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食料・生活必需品等（以下「食料等」という。）の供給及び平常時の防災活動の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時において、食料等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し食料等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条の規定による要請は、緊急物資調達要請書（様式）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合を要するとき、又は文書によることが困難なときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（食料等）

第4条 甲が乙に対して供給を要請する食料等の範囲は、次に掲げる物資のうち、甲が前条の要請を行った時点において、乙が調達可能なものとする。

- (1) 別表に掲げる食料等
- (2) その他甲が指定する食料等

（供給の協力）

第5条 乙は第3条の規定により甲から要請を受けたときは、食料等の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

第6条 食料等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することができないときは、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、当該指定地に乙から食料品等の納品があったときは、乙の納品書に基づき、甲が確認の上、引き渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第7条 本協定に基づき乙が供給した食料等の代金及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の代金及び費用は、食料等の引渡し時の販売価格をもとにし、乙が提示した見積書により決定するものとする。

(費用の支払)

第8条 乙は、第6条の引渡し完了した後、甲に適法な請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(平常時の活動)

第9条 乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、食料等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとし、甲においては総務課長、乙においては総務部マネージャーとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 2月 1日

甲 山陽小野田市  
山陽小野田市長 藤田 剛二

乙 山口県防府市大字江泊 1936 番地  
株式会社 丸久  
代表取締役社長 田中 康男

別表（第4条関係）

災害時の食料・生活必需品

種 類	物 資 名
食 料	米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰
	レトルト食品、菓子類、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、調味料
	ジュース、牛乳、お茶、水、農産物加工品、海産物加工品等
寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外 衣	洋服、作業衣、子供服
肌 着	シャツ、パンツ等の下着類
身 回 品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等の類
炊 事 道 具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の類
食 器	茶わん、皿、箸、フォーク、スプーン、紙皿、紙コップ
日 用 品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉、上敷ゴザ等の類
	紙オムツ、生理用品、ウエットティッシュ、マスク
	洗剤、軍手、ガムテープ等
光 熱 材 料	マッチ、プロパンガス、電池、ローソク等の類、使い捨てライター

※ 品目は、上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする